

新型コロナワクチン最新情報

12歳以上のすべての方を対象とした集団接種・個別接種(いずれも1回目)の予約を受け付けます。
 三鷹市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0570-026-567

集団接種

予約開始日時：9月8日(水) **正午**

予約の受付開始時間が今回は**正午**となりますのでご注意ください

接種期間 9月24日(金)～10月10日(日)

予約枠 約10,500人分

接種会場

- ◆①連雀コミュニティセンター 9月30日(木)までの毎週木～月曜日午前9時～午後5時
- ◆元気創造プラザ(②地下2階サブアリーナ、③1階軽体操室)
- ②毎週水～日曜日午前9時～午後5時、
- ③毎週木・日曜日午前9時～午後5時、土曜日午後1時30分～7時

予約方法

- ・予約の際は接種券に記載の10桁の接種券番号が必要です。
- ・2回目の予約は1回目の接種後に会場で受け付けます(原則、同じ会場の3週間後の日程(①で受けた方は②で2回目を接種))。

◆インターネット予約

三鷹市ワクチン接種web予約サイト(右記二次元コード)



◆電話予約 電話予約は大変混み合います。

市コールセンター ☎0570-026-567(平日午前9時～午後5時)

※9月8日(水)午前11時30分～正午は予約受け付け準備のため休止。

※フリーダイヤルではありません。音声案内終了後は電話料金がかかります。

個別接種

予約開始日：9月6日(月)

接種期間 9月13日(月)～10月10日(日)

接種会場 市内約70カ所の医療機関(一覧は、『広報みたか』8月15日発行号または市ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください)



予約方法 医療機関で直接予約(市の予約サイトやコールセンターでは予約できません)

※コロナワクチンナビ(右記二次元コード)で医療機関の予約状況などが確認できます



三鷹市の新型コロナワクチン接種状況(8月30日現在・速報値)

対象	対象者数	1回目接種者数(接種率)	2回目接種者数(接種率)
65歳以上の方	41,568人	37,760人(90.8%)	36,585人(88.0%)
40～64歳の方	68,965人	43,238人(62.7%)	34,351人(49.8%)
12～39歳の方	61,109人	16,061人(26.3%)	9,214人(15.1%)
合計	171,642人	97,059人(56.5%)	80,150人(46.7%)

ワクチン接種を希望する妊婦の方へ

できるだけ早期に接種を受けることができるよう、妊婦の方(市民)向けの予約枠を設けます。

◆予約開始日時 9月6日(月)午前9時 ◆予約枠 360人分

◆接種会場 元気創造プラザ(地下2階サブアリーナ)

⑨9月8日(水)～26日(日)の毎週水～日曜日午前9時～午後5時

◆予約方法 市コールセンター☎0570-026-567(平日午前9時～午後5時)

※予約は電話でのみ受け付けます(9月8日(水)午前11時30分～正午は予約受け付けを休止)。



詳しくはこちらから

新型コロナウイルス感染症で自宅療養中の方へ食料品をお届けます

地域福祉課 ☎内線2615

同感染症の感染者数は高止まりしており、市内でも、自宅での療養を余儀なくされている方が増えています。

市では、市民の皆さんが少しでも安心して療養できる環境を確保するため、東京都からの配食が自宅に届くまでの間、3日分程度の食料品を無料で直接お届けする取り組みを開始しました。

都の自宅療養者フォローアップセンターからの配食が自宅に届くまでの間、食料品の確保が困難な市民

必要事項(11面参照)・多摩府中保健所から最初に連絡があった日付・食欲の有無を同課 ☎内線2615・FAX29-9620・chiiki@city.mitaka.lg.jpへ

※受け付け後、同課からご連絡します。いただいた個人情報は、保健所へ提供・照会することがあります。

◆自宅療養に関する相談

健康推進課 ☎内線4202・FAX46-4827・kenkou@city.mitaka.lg.jpまでご相談ください。

自宅療養の際に気を付けることや、家庭内の感染予防策などを紹介している「自宅療養者向けハンドブック」(右記二次元コードからPDF版の閲覧可)もご活用ください。



新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険傷病手当金

保険課 ☎内線2388

三鷹市国保の加入者のうち給与などの支払いを受けている方(被用者)が同感染症に感染した場合や感染が疑われる場合、その療養のために勤務することができなかった期間について傷病手当金を支給します。支給を受けるためには申請が必要です。事前に同課へお問い合わせください。

※申請には事業主の証明と医師の意見書が必要です。

◆支給対象となる日 勤務できなくなった日から起算して3日を経過した日から、勤務できない期間のうち勤務を予定していた日

◆支給額(1日当たりの上限は30,887円) (直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷勤務日数×3分の2(※))×支給対象となる日数

※給与の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

◆適用期間(12月末まで延長) 令和2年1月1日～3年12月31日(最長1年6カ月)

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

子育て支援課 ☎内線2756

低所得の子育て世帯の生活を支援するための特別給付金です。1回目の申請期限を7月30日としていましたが、継続して受け付けています。

※先行して実施している「ひとり親世帯分」との重複受給は不可。

◆対象児童 平成15年4月2日以降生まれのお子さん(特別児童扶養手当対象の場合は、13年4月2日以降生まれのお子さん)

◆給付対象 対象児童を養育中で、次のいずれかに該当する方

- ・令和3年度住民税均等割が非課税
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて今年1月以降家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった

◆給付額 対象児童1人につき5万円

◆申請方法 令和4年2月28日(月)(消印有効)までに申請書(同課 ☎内線2756へ郵送依頼、または市ホームページで入手)を直接または郵送で「〒181-8555子育て支援課」(市役所4階43番窓口)へ

申請期限延長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

三鷹市社会福祉協議会 ☎080-9501-6207(平日午前9時～午後4時)

総合支援資金の再貸し付けをすでに受けた、承認されなかったなど、緊急小口資金などの特例貸し付けを利用できない世帯を対象に支給します。対象世帯には案内を郵送します。

◆支給額(月額)

単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

◆支給期間 申請月から3カ月間

⑩11月30日(火)までに必要書類を「〒181-0004新川6-37-1三鷹市社会福祉協議会」へ